

【介護保険対象】

☆区分支給限度額対象外

	訪問看護サービスを行わない場合		訪問看護サービスを行う場合	
		単位数		単位数
基本報酬単位 (初月・終了月 は日割り計 算)	基本単位 (月)	要介護1…5,680 要介護2…10,138 要介護3…16,833 要介護4…21,293 要介護5…25,752	基本単位 (月)	要介護1…8,287 要介護2…12,496 要介護3…19,762 要介護4…24,361 要介護5…29,512
加算(共通)	初期加算30日まで (日)			30
	☆総合マネジメント体制加算 (月)			1,000
	☆サービス提供体制強化加算(1)イ(月) *10月より算定可能			640
	生活機能向上連携加算Ⅰ (月)			100
	生活機能向上連携加算Ⅱ (月)			200
加算(訪看利 用時)	/		退院時共同指導加算 (回)	600
			☆緊急時訪問看護加算 (月)	315
			☆特別管理加算Ⅰ (月)	500
			☆特別管理加算Ⅱ (月)	250
			☆ターミナルケア加算 (月)	2,000
減算	通所利用減算	要介護1…62	通所利用減算	要介護1…91
		要介護2…111		要介護2…141
		要介護3…184		要介護3…216
		要介護4…233		要介護4…266
		要介護5…281		要介護5…322

* 総単位数に処遇改善加算として13.7%が加算されます

* 7級地10.21を乗じた額になります

【介護保険対象外】

実費	通常実施地域を越えてサービス提供を行う際は、事業に要する交通費を徴収します	交通機関利用…実費
		自動車使用、片道1km未満…100円
		自動車使用、片道1km以上…300円